

会議録

令和7年第2回更別村議会定例会

第2日（令和7年6月19日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第65号 花園プラムタウン分譲第2期工事工事請負契約締結の件
- 第 4 意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件
- 第 5 村政に関する一般質問
- 第 6 議員の派遣の件
- 第 7 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	酒井智寛	診療所事務長	岡田昌展
教育委員会 教育次長	伊東秀行	学校給食 センター所長	小林浩二
農業委員会 事務局長	川上祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴
書記 小室聡子

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、荻原さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
太田議会運営委員長。
○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第2回村議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月19日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、6月20日までの5日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議 長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 議案第65号

- 議 長 日程第3、議案第65号 花園プラムタウン分譲第2期工事工事請負契約締結の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
西山村長。
○村 長 議案第65号 花園プラムタウン分譲第2期工事工事請負契約締結の件であります。
花園プラムタウン分譲第2期工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1の工事名は、花園プラムタウン分譲第2期工事であります。

2の工事場所は、更別村字更別。

3の契約の方法は、指名競争入札による落札であります。

4の契約金額は、5,808万円であります。

5、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南2線94番地、株式会社山内組代表取締役、山内信男様であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらを御覧ください。資料（議案第65号）であります。

1、入札日時は、令和7年6月17日午前9時であります。

2の指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願い申し上げます。

3の工事内容は、宅地造成、道路整備、その他記載のとおりであります。

4、工期、契約締結の日から令和7年11月20日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第65号 花園プラムタウン分譲第2期工事工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議 長 日程第4、意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・

強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を発揮させるためには森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて伐採後の着実な植林による森林の若返りや木材利用の促進、木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っています。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ循環型社会を形成するには、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実、強化を図ることが必要であり、国において必要な措置を講ずるよう強く要望するため、別紙意見書を太田議員、安村議員、斎藤議員、尾立議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 村政に関する一般質問

○議 長 日程第5、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまより質問させていただきます。

今般は高齢者が加速的に進む中での福祉対策、支援活動についてご質問させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

近年加速的に進行する人口減少と少子高齢化において特に高齢者の支援、見守り体制については最優先課題であると強く感じているところであります。本村はいち早く様々な対策を手がけていますが、課題点として行政と関係機関、団体での運営連携が極めて分かりにくいことが利用阻害の一要因となっているのではないかと感じているところでございます。高齢者福祉体制については、既に構築されている実態にあることから、残すは実効性の確保と利用参画に向けての再構築であると考えますが、活動分野の分散により利用しづらいシステムになっているのではないかと、疑問を感じているところでございます。限られた財政、財源で事業効果が発揮されることが重要であります。その意味からも、いま一度高齢者福祉の在り方を抜本的に見直す必要があると思われませんが、行政の基本的施策についての見解を求めたいというふうに思っております。

まずは、高齢者対策において行政が委託している介護事業について、社会福祉協議会の推進連携の現状についての見解をお示しいただければと思います。

2点目は、民生費の活動における現状認識についての見解を加えてお願いしたいというふうに思います。

第3点目として、ただいまコミュニティ関係のコミナスと言われてはいますが、コミュニティナースカンパニーの活動が今、一生懸命推進を図るということで尽力されていると思いますけれども、それらの必要性和期待する事業、以上に関する団体と行政が担う高齢者福祉事業の施策についての見解を求めたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、高齢者福祉、介護予防制度が毎年目まぐるしく変更される中、利用者に分かりやすい体制整備が必要であり、いま一度関係組織、団体との再検討を行い、窓口のワンストップ化も必要ではないかと感じているところでございます。大枠として、現状では高齢者福祉対策は保健福祉課が担い、介護予防については社会福祉協議会が担っているわけで、村はひやくワク事業による様々な実証事業も行っていますが、今後における高齢者対策のあるべき姿をどこに求めるのか見解を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの高齢者福祉対策並びに支援活動の在り方についてのご質問にお答えいたします。

高齢者福祉対策並びに支援活動などの行政の基本施策につきましては、令和6年3月に策定をいたしました第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき実施をしております。特に支え合いの地域社会づくり、在宅医療・介護連携の推進など9つの重点施策を掲げ、地域住民や地域の各種団体、関係機関によるそれぞれの地域の見守り、支え合い活動により引き続き高齢者が安心、安全に暮らせる地域づくりに努めているところであります。

質問の1点目ではありますが、介護事業における社会福祉協議会の推進連携の現状であります。保健福祉課内に設置の地域包括支援センターが介護保険事業運営の主体者として、

社会福祉協議会と連携をして各種介護予防事業に取り組んでおりまして、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人でありますので、連携事業を通して介護予防事業利用者との関わりを深めることにより地域課題の現状把握や相談体制の充実が図られております。

2点目の民生委員の活動における現状認識であります。現在更別村の民生委員、児童委員は12名、うち10名は担当区域を定め活動、残り2名は主任児童委員として担当区域を定めずに活動しております。地域で様々な課題を抱え、手助けを必要としている高齢者に対し、住民の身近な相談相手として関係機関へのつなぎ役や地域の見守り役としての役割を担っていただいております。

3点目のコミュニティナースカンパニーの必要性と期待する事業につきましてですが、コミュニティナースは地域の人々の暮らしの身近な存在として毎日のうれしいや楽しい、心と体の健康と安心を実現するために村民や関係機関と協力して活動しております。保健福祉課、地域包括支援センターでは、コミュニティナースとの連携事業である成人、高齢者等訪問活動事業を行っており、健康状態が気になる40歳以上の方が元気で安心して生活できるよう40歳以上の一人暮らしの方や夫婦世帯等を対象にコミュニティナースの訪問による健康や生活状況の聞き取りなどを実施しております。

ご質問の中で窓口のワンストップ化が必要ではないかということではありますが、村では福祉の里総合センター内の保健福祉課に地域包括支援センターを総合相談窓口として設置をしており、医療、介護、福祉などの関係機関と協力し、高齢者やその家族の皆さんが住み慣れた更別村でいつまでも自分らしく安心して生活が続けられるよう、健康や生活などあらゆる面からサポートするため、保健師、社会福祉士など専門職が介護や健康のことなどいろいろな相談支援を関係機関と連携、協力して行っております。介護や健康など相談支援は、保健福祉、地域包括支援センター総合相談窓口でワンストップで実施をしております。地域包括支援センターまでのつなぎ役として社会福祉協議会、民生委員、児童委員、地域住民や地域の各種団体、関係機関のほかに新たにコミュニティナースが活動することによりワンストップ窓口へつなぐ手段、ツールが増えてきており、多様な手段による地域活動の活性化が図られてきております。

また、村が進めるひやくワク事業につきましては、100歳までワクワク世代を超えてみんなでつながり合う幸せな地域 更別村をコンセプトに健康、医療、コミュニティ形成など暮らしのサポートを提供するとしてスタートしております。高齢者対策の事業といたしましては、デジタルを活用した健康状態の見える化、生活のリズムの把握、独り暮らしの方の見守り、日常生活の変化を把握するサービスを提供しております。また、日々の生活の中でも趣味系サービスであるカラオケやマージャン、デジタル交換日記のサービス、スマホ教室による交流からコミュニティを形成し、家族や友人が互いを見守り健康寿命の延伸につなげることを目的に事業を推進しており、これらをきっかけに様々な世代の交流が促進してきております。

このことから、ひやくワク事業における高齢者対策のあるべき姿として、年齢を重ねた高齢者の支援にとどまらず、コミュニティを中心とした更別村全体を活性化させるための取組も必要であると考えており、高齢者の健康維持、増進、自立支援、社会参加促進、地域社会の活性化、世代を超えた交流を深めるなど多角的な視点から高齢者対策を講じることが重要であると考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいまのご回答いただきました。大変ありがとうございます。ちょっと認識の違いもあるのかもしれませんが、再度詳細にわたってご質問させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

今の、ただいま第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概略ということで、その中の概要についてご説明いただきました。私も一通り目を通させていただきました。実際には地域包括支援センターが社会福祉協議会と連携し、各種事業、介護も含めて事業を取り組んでいるということは、これは評価いたしたいと思えますし、それが高齢者の何よりものよりどころになっている、原則になっているなというふうには私も捉えていますので、それは重要なことだというふうに思っています。

ただ、今ちょっと気になっているのが令和2年のこの冊子の中の部分の数字なのですが、いわゆる単独高齢者の住まいになっている方、あるいは高齢者夫婦ということで、後ほど述べますけれども、それぞれの数字が出ております。更別村は多分高齢者にすごく優しい村なのかどうか分かりませんが、近年特に村外からの高齢者の転入者が非常に多くなっております。実際には、もう1,000人を超えているような状況かなというふうには私は見ているところでございます。そういうふうになりますと、村の高齢者比率って今3,000ちょっとですので、高齢者比率が33%を超えるような状況になりつつあるのかなというふうに思っております。がゆえに、そういう対策を打つのであれば、さらなるワンストップ化というか、きちっとした明確なやっぱり対応を図るという体制整備が私は必要でないかなというふうに思っているところでございます。

地域包括支援センターの体制整備強化という部分が明言されておりますけれども、加えて今説明いただきましたように支え合いの地域社会づくりにおいてということで、これは4項目ほど事業計画の中に入っておりますけれども、地域支え合い活動の体制整備、それと地域活動の活性化、相談支援体制の充実、強化、高齢者虐待防止、権利擁護の推進について等々、地域課題の現状把握や相談体制の現状についてということで今説明いただきましたけれども、これらの内容はワンストップ化というよりも一元的にしっかり管理できなければ私は駄目だというふうに思っていますので、その点私の認識の中では少しやっぱり弱いところがあるのかなと思っていますので、それらについての見解というのがありましたらご説明いただきたいと思えます。

次に、あくまでも関係機関との、村ができることは村でやりますよ、やはり保健福祉課

が担う、村が担う部分、それと外部の社会福祉協議会が担う部分、それぞれのエリア分けをしながらということで今推進しているわけでございますけれども、その中においても先ほどご説明いただいた中の内容と重複しますけれども、民生委員等の活動内容、加えて私が一番心配しているのは、多分その中では以後8月末までにある程度方針出すって言いました町内会活動の関係もあると思うのですけれども、これはお約束していますので、8月末までにきちっと方向性示すって言っていますが、今日ここでは触れませんが、それぞれの活動がやっぱり重複している部分あるのではないかなと思うのです。そこを僕はフラットにしていきたいということなのです。そうすることによっての高齢者がどこにではなくて、つないであげるではなくて、やっぱりそういう部分をくみ上げて、ダイレクトに関係機関に渡せるというような形のシステムづくりが必要ではないかなというふうに思っていますので、それらの考え方についてお答えいただければというふうに思います。

飛び飛びになってごめんなさい。それと、重点施策の2、先ほど言いましたけれども、支え合いの地域社会づくりということで、この主な取組の充実、強化というのは本当に私は重要だと思っています。がゆえに、やっぱりそれらの部分、村長はいろんな仕組みの中で仕掛けようとしています。デジタルの関係の部分を含めて、安全の高齢者見守りも含めてというのはありますけれども、それは評価できる、できないではなくて、高齢者が利用しやすい実態になっているのかという部分の、やはり私は真摯に現状を受け止めていただきたい。なかなかやっぱり高齢者に向かってデジタル化に向けてスマホを持つだとか、そういう部分、いろんな部分での協力を求めるという部分、本当にそれが高齢者として受け入れて、ではやってみようか、そういうふうに参加してみようかという形になっているかという部分を考えて、ちょっと私は疑問符というよりもかなり停滞しているような感じがしていますので、それらも含めて、コミュニティナースも含めてありますけれども、大枠の中できちっとやはり高齢者が1か所に行けばある程度分かるよと、身分も含めて、いろんな部分含めて高齢者と直接対話できるというような体制づくりというのは今後必要でないかなというふうに私は感じております。

デジタル化という部分ありますけれども、第9期の計画の86ページに地域住民との連携、強化が大切ということにしたいということで、これ主要項目になっているのですけれども、後ほどまた簡単に回答の中で質問させていただきますけれども、これデジタルだとかなんとかではなくて、やっぱり僕は人と人とのつながりのコミュニティだというふうに思っているわけです。その点、課題となるべき、今第9期の福祉計画・介護保険事業計画の主要項目それぞれ挙げましたけれども、それらについてやっぱりきちっと精査すべきではないかなというふうに思っていますけれども、その点の見解についてご説明いただければありがたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんおっしゃった、まず最初の1点目の部分ですけれども、それぞれ社会福祉協議会、民生委員さん、それとコミュニティナースが受け持っている部分、

あるいはほかの団体とかボランティア活動のところ、いわゆる高齢者の見守りとかいろんな部分、重複しているところもあるのではないかと、ワンストップはもちろん大切だと思いますし、包括支援センターだけではできないものとは考えておりません。ただ、私も従前から気になっていたのは、きちんとすみ分けといいますか、それぞれの役割は仕事分担というか、業務分担ができてきているのかというようなことで、やっぱりそこはきちんとしないと安村議員さんご指摘のように重複したりというようなところで、それがしっかりどこになぐというような部分について、今は地域包括支援センターということになってはいますが、その部分、また医療関係にもつながなければいけませんので、その辺の部分をしっかり明確にする必要があるということでもあります。

保健福祉の関係では、先ほど言いましたように第9期更別村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、それともう一つは第2期更別村地域福祉計画、これについてはかなり具体的に書いてありますけれども、令和7年から令和11年の策定をしております。一番よく分かりやすいのは、令和7年度の計画がありますけれども、保健師、栄養士活動の報告書の中にどういうサービスをどういうふうに受け取ったかということが全て網羅をされて課題、不足の部分が明らかとなっております。そういう部分から鑑みまして、いわゆる村としてはそれぞれの方たちに、9つの重点目標ありますけれども、それぞれの団体部分についてしっかり事業を行ってもらおうということで、1つは一般会計事業ですけれども、社会福祉協議会の活動補助につきましては、これ助成等々にあって1年間のこのようないろんなサービスの予算組みが出て、私はこの間評議委員会へ行きましたけれども、役場が手が届かない部分もうしっかりやっていたので、本当に大変申し訳ないということです。そんなに待遇もよろしくありませんが、2回に分けて人件費の補助を上げさせてもらいましたけれども、それでも私は不足だというふうに思っていますけれども、障害者生活支援サービス、あるいは老人保健福祉センター維持、障害者のところで移送サービスとか支援事業、寝具とか除雪、軽度生活援助、高齢者に対しては移送サービス、生活支援事業ということで除雪とか軽度生活、あるいは配食、そういうようなことも行っていますし、介護事業のほうでは一般介護予防事業ということで大人のまなびやよくのぞきに行くのですけれども、お孫さんを抱いてボランティアに来ていらっしゃる方とか、お子さんを連れてきてお年寄りの方と本当にもう懇切丁寧に毎回やっていただいて、おじいちゃん、おばあちゃんも大変喜んでいますが、そういうような、あるいは元気クラブ、あと今シルバーハウジングの管理業務ということがありました。最近なのですけれども、安村議員さんおっしゃるとおり、高齢者の方が転入者が増えております。これはロコミ、あるいはうがった言い方しますと、村の高齢者施策がある程度浸透してきているのではないかとというふうに私は思っていますけれども、更別村に行けば福祉エリアがあって、お医者さんが常時4人いると、訪問診療も訪問介護もしてくれると。そして、各種段階に沿った介護施設等々があると。そして、おまけに見守りの人がついた、そういうような施設もあるし、あるいは介護施設があるということで更別行こうよと、更別へ行ったら面倒見てくれるというよ

うな話が広まって、実際にそういう話をされた方もたくさんおられて、移住をしてきたり、家を建てたりしていただいていますけれども、全てが全てそれできるというか、村としても一生懸命頑張りますけれども、皆さん方が転入してきたときには高齢者対策として村としてやるべきことをしっかりやっていきたいというようなことでお話しするようにしております。あと、認知症とか介護予防事業、多岐にわたり本当に社会福祉協議会はもう頭下がりです。もうすごい、これ本来なら役場でやらなければいけない事業です。ところが、全て、ほとんどやっていただいているということでもあります。

民生児童委員に関しては、民生委員法がありまして、民生委員は社会奉仕の精神をもって住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとすることです。民生委員は地域の実情をしっかりと把握しておくこと、児童福祉法のほうもあるのですけれども、高齢者ということでもありますので、そういうような形で援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供ということで、この部分も本当に情報は地域に根差していますから、地域の方ですから、高齢者の独り暮らしの方とか、ご夫婦世帯のみの方とか情報が寄せられます。それがケアマネさんに行ったり、保健福祉課に行ったり、コミュニティナースに行ったりというようなことで、そういうことで網羅をしているということでもあります。コミュニティナースは主に訪問活動ということで、令和5年は生活状況に関する調査ということで、回答者198人から調査報告ということでひきこもりの方の状況とか、そういうものを内閣府の事例に基づきましてやっております。令和5年度には独り暮らしの高齢者等訪問活動をやって実質100件、もちろん事前に村から訪問しますよということを通知をしまして100件、高齢者の方、情報提供があった高齢者の訪問をしております。令和6年7月には109件、これについても情報提供があった方の高齢者、令和7年度、今年度は高齢者訪問活動として保健福祉課と連携をして132名の方を訪問、これから、今現在進めているところでありまして、コミュニティナースも本当にケアマネさん、保健師さん、看護師さん、お医者さん、それでもまだ手が届かないところがありますので、その部分を連携して見てもらっているということでもあります。

上更別に行ったときに、带状疱疹の予防接種の支援が村として補助がちょっと遅かったのですけれども、始まりました。何歳から、どこに行ったら聞けばいいのだということ、老人クラブに行ったときに、それは保健福祉課に行ったら聞いてくださいって言ったのですけれども、何言っているのだ、おまえ、足がないから行けないのだと、すぐコミュニティナースに連絡をしてくれと、運んでくれということと、連れ合いが亡くなったと、今独りで籠もっていてなかなか外へ出てこれないと、地域としても心配なのだ、ちょっとつないでくれないかということで、もうその日のうちに訪問等相談に乗って対処しています。そういう意味では、コミュニティナースはそういうところのかゆいところに手が届くって言ったら失礼な言い方なのですけれども、我々側としてはなかなか手が差し伸べられないところにも届けられるというような状況があるというふうに考えております。

デジタル化もそうですけれども、やっぱり人と人のコミュニケーション。私はもう当初

からデジタル導入は、デジタルそのものを導入することが目的でないということをはっきり10年前から言っております。これはあくまで手段であり、方法であります。コミュニティナースも含めてそうですけれども、人と人とのつながりがあって、その不足する部分をデジタルで解決する。農業についていえば土づくりです。100年かかった血と汗と涙のその100年の開墾の世、それとかがい排水です。それを農業基盤整備をしっかりとした上でロボットトラクターとかドローンを動かせばいいし、それが最初から必要であるから、強制的にそれを導入するというのは、私は全くそうは考えておりません。したがって、デジタル化において今総務省から通信網、本当は電力センサーをつけたかったのですよ、シルバーハウジングに。ところが、Wi-Fiになるとお金がかかります。商店街へ行けばWi-Fiは無料で使えます。ところが、使えないのです。すると、電力センサーはWi-Fiついていないところではないと使えないのです。ウェアラブルウォッチもそうです。そして、そうであるならばスターリンクをつけましょうと。上空にあれば、センサーを無料で使えるわけです。Wi-Fiも近くにあれば使えるということで、その辺の整備をしっかりと周りから固めていかないとできないということでもありますので、そういうふうなデジタル化を今回補正で承認していただきましたけれども、国からの予算を得て、そして高齢者が利用しやすい、スマホもそうなりますけれども、どんぐりスタンプもそういうふうになって今会長さんからもお話を伺っていて、こういうふうにしてくれというふうなこと、あくまで主体はスタンプ会ですので、その辺の要請に基づいて昨年ぐらいから不具合部分の調整をしてくれているわけですが、その部分をしっかりと対応していきたいというふうに考えております。人と人とのコミュニティが大事、もうそのとおりでありますし、そういうふうにしていかなければ村の福祉施策は進まないというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ご回答ありがとうございました。農業施策まで含めたデジタルの関係、そこまで説明要らなかつたのですけれども、していただきましてありがとうございます。

これが最後でございますので、端的に聞きたいと思います。あくまでも高齢者対策ということで今回限定しています。私、正直言いまして一番期待していたのは今の分散型っていいですか、高齢者があくまでも、それは全体的に高齢者皆さんが使いづらいついというふうには言いませんけれども、かなり使いづらいついというご意見いただいている実態を踏まえて今回質問させていただいております。私は本当に本来からいえば、一番期待していたのがCCRCなのです。あれは、すごく期待していたのです。結局第三セクターみたいな形で村が担う部分、社会福祉協議会が担う部分、そしてCCRCが活動していただければ、それを担う団体ということでちょっと期待していた部分、過去形ですけれども、あります。それが実際的にはうまいか、うまくないかは別にして、デジタルも含めてということでもたまたま記事あるのですけれども、読みませんけれども、上士幌町の事例が出ています。これ第三セクターつくつたのです。町と商工会、第三セクターとして生涯活躍のまち かみ

しほろという第三セクターつくって、もう村長が今すべからく説明していただいた部分も網羅した中で、会員制で中学生からもう80歳、90歳までの会員登録していただいてということで何か活動して、これから本格的にきちっとどういうふうになっていくかという部分あるのですけれども、これが一つの参考といえればある程度、これらに対する対応についての一つの方向性としての参考になるのではないかなということでもちょっと紹介させていただきませうけれども、基本的に先ほど言いましたように高齢者が、住民が安心して暮らせるというのが、これがもう基本原則であって、そのための体制づくりというのは、それはフォローアップでいろいろ要るかもしれないけれども、やっぱりそこは人と人とのつながりだと思ふのです。高齢者になればなるほどやっぱりデジタルだ何だって、それは分かりますよ、アップルウォッチだ、スマホだ。スマホだ。そのうち、私も同じぐらいの年ですから、スマホのちっちゃいやつ見て画面見れますか、だ。それは高齢者に一回一回登録しろだとか、ではひやくワクの関係で予約しろ。それだったら、もっと違うこと考えましようという話になるでしょう、ある意味では。だから、私が思っているのは、やっぱり更別村として社会福祉協議会、本当に村長が言っているようにかなりのボリュームやっています。多分委託契約以上のものやっています。多分頑張ってくれていると思ふ。それに対して補助金がどうのこうのというのはあるのですけれども、僕はやっぱりいずれにしてもこれから人口も減るよ、高齢者も増えてくるよ、今令和2年の数字言いませんでしたけれども、実態では75歳以上の高齢者が125名ということで明記されています。高齢者の夫婦世帯でいうと351世帯ということの実態を明記しておりますから、今後これがやはり75歳になるという部分の人口が多分ピーク的に増えてくると思ふのです。だから、高齢者ニーズというのをきちっと、どうであれ、こうであれという理論は別にして、実態に即している中のやっぱり高齢者ニーズというのは、しっかり僕は把握すべきだというふうに思っているのです。あまり無駄に文句は言えないということもあるのですけれども、やっぱり高齢者対策というのは、はっきり言いましてもう先々先代の村長からやっています。村長が今説明していただいたように、やっぱり高齢者福祉エリアを設定した。そして、加えてその後間髪入れずに、悪いけれども、リラクタウン構想で。基本的に高齢者の福祉対策というのはそこで網羅しなければならないという部分、どう円滑に運営しなければならないかということが問われていたはずなのです。それは、住民の多様なニーズがあるかもしれない。だけれども、せっきやくエリアつくったのですよ、これだけのお金をかけて。施設も造りました。いろんな部分で見守りもできるような体制もつくりました。では、現状を見たときにそれが発揮できているかという部分、いま一度、もう一度やっぱりきちっと再調査というか、再整備、再構築図っていただきたいというふうに思っています。実態的にはかなり当初の構想から皆さんに、高齢者の方々になかなか理解いただけないのか、それともこちらからの呼びかけが弱いのか、いろんな部分で何かシルバーも含めてという話ししましたけれども、空き家がかなり、せっきやくあれだけの見守りをしてくれているシルバーや何か空き家が目立ってきているという部分あるということにな

れば、やっぱりそれは高齢者の安全だとか、安心だとかも含めて、安否も含めてやってくれているわけです。やっぱり30戸の施設があるということは重要なことです。ですから、そして病院も近い、温泉も近い、いろんな部分のメリットがあってこの施策が成り立っているということを十分僕は理解していただきたいというふうに思っております。

これは何を言うかということ、人口も減りますよ、高齢者が増えますよ、だけれども財政的に村の財政どうなのですかって問われたときにやっぱり厳しくなっているのですよ、実質というか。それらを含めた中で、やっぱり既存の施設も含めてどうあるべきなのか。高齢者だけではなくて全体的なものを含めて投下した資本に対してどう回収して、どう費用対効果を生み出すのかという部分、いま一度再度きちっとやっぱり精査を図っていただきたいと思いますけれども、最後ですけれども、その点についての見解をいただければと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 C C R C、そうですね、私も金沢とか何回も行かせていただきまして、議員の方たちも行かれた方もあると思います。

ごちゃまぜの町ということで様々な形で、それが今の支え合いとか、いろんな部分に継続したり、カフェという、ちょっと小さくはなっていますけれども、そういう触れ合いの場とか、コミュニティナースとかにつながっていると思いますけれども、運営主体の関係とか、あれだけで四、五年かかりましたけれども、なかなか連携という点では私の力不足もあってということで、新たな体制で今進めているというところであります。福祉エリアというところでもありますけれども、先ほどの話ではありませんけれども、病院があって、温泉があって、見守ってくれるところがあって、お年寄りにとってはいいところだぞという、そういう話をしてくれるだけでもありがたいですし、その部分、今本当にそういったところがしっかり再構築して、もっともっとそれぞれの各団体等が力を発揮できるような状況をつくるというところを、財政的にも厳しい状況はありますけれども、究極のC C R Cの目標で、リラクタウンの目標でも入ってありました福祉ホームをいよいよ建設することができて私もほっとしているわけですがけれども、その部分も含めて住まいと生活と本当に健康、命、それを見守っていく高齢者対策をしっかりと実施していきたいですし、上土幌は何回も見学に行っております。見習うべきところがいっぱいあると思っていますし、本当に先進的な部分をしっかりと見守りながら、またデジタルの部分はいろいろ課題はありますけれども、私はデジタルは、DX化はもう避けて通れないというふうに思いますので、これからの時代もこれだけの技術開発が、先進開発進んでいますので、その部分は今まであるものの隣近所の付き合いとか、そういう人との触れ合いを大切にしながら、その部分を取り入れていくという形で高齢者対策を今後やっていきたいというふうに思っていますので、しっかり頑張らせていただきます。

以上であります。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。2問目もありますので、とっと入りたいと思います。2回目の、すみません。

それでは、前回も一般質問させていただきました酪農、畜産経営支援対策について再度ちょっと確認も含めてご質問させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。それでは、さきの一般質問にて既にご提案申し上げ、行政として一定の対策を講ずるとの回答を得、臨時会にて酪農・肉用牛経営体質強化緊急支援事業助成金1,368万円の補正予算が可決されました。ありがとうございます。それらの支援内容の詳細について、時間の経過もあってということで3回ルールもありましたので、ちょっと説明がなかなか十分でなかったというふうに私は認識しておりますので、改めて酪農支援の内容、肉用牛支援内容の詳細についてご説明いただきたいということをお願いしたい。

また、実質的には実施日、いわゆる助成金の支給日が分かればお示しいただきたいと思っています。

今般、前回に引き続き質問させていただくのは、JAの第77回通常総会が5月20日に開催されました。剰余金処分案として、酪農、生乳対策として特別配当ということで1,019万4,000円、これは見解の相違もあるかもしれませんが、飼料対策ということで3,545万9,000円の配当還元が承認されました。いわゆる、その時点での組合員、酪農戸数が31戸、肉用牛戸数が20戸ということでございます。これまでも村長は農業支援対策に対する回答として、JAとの協議において相互負担は原則であるとの見解を示されています。過去実態においても国、道支援対策を除き、村はJAとの協議に基づき相互折半負担を前提としつつ対策を講じてきた実態にございます。しかし、さきの令和7年3月定例会一般質問で示しましたが、村は令和4年度での酪農、畜産対策は実施しましたが、5年、6年、ちょっと年度の差もあるのでしょうかけれども、多分反論してください。5、6年は対策も講じませんでした。前回もお示ししましたが、JAでは令和5年度飼料・生乳生産対策で4,300万円を還元、令和6年度、4,500万円強を還元としています。これまで村長がJAとの協議において負担折半が原則であるとの回答からすると、支援の基本的考えが問われるというふうに思われますが、対策の拡充についての考えはないのかお伺いいたします。

現状の酪農、畜産経営状況に鑑み、生乳生産確保対策並びに飼料高騰対策の両面からJAさんと足並みをそろえた対策が必要と考えますが、村長の実直なご回答を再度お願いしたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの酪農・畜産経営支援への拡充・強化対策の実施についてのご質問にお答えをいたします。

酪農・肉用牛経営体質強化支援事業の内容につきましては、北海道が行う酪農・乳用牛経営体質強化緊急支援事業に準じた対象者、対象牛としており、令和7年4月1日現在の飼養頭数を基準に考えております。補助対象者は、北海道が実施する酪農・乳用牛経営体質強化緊急支援事業の支援金交付対象者であることを条件としております。対象牛は、酪

農経営におきましては乳用経産牛頭数を、肉用牛経営におきましては肉用牛の飼養頭数を対象としてそれぞれおります。補助金額は飼養頭数の規模に応じて定額を支給するもので、1頭から19頭は3万円、20頭から49頭は10万5,000円、50頭から99頭は22万5,000円、100頭以上は45万円としております。複合経営の場合は、それぞれの経営の飼養頭数、規模に応じた支援としております。支援実施日におきましては、過去の支援策と同様に年末に支援することを事業実施主体となるJAと調整をしているところであります。また、議員からお話のある余剰金処分案における事業分量配当金につきましては、JAやその経営に応じて生じた余剰金等につきまして一定の基準により配当されるものでありまして、例年基準割合に応じた額が配当されるようです。令和6年度の決算においても、議員がおっしゃるとおり金額が配当されているようであります。議員がおっしゃるように農業支援対策につきましては、村としてはJAとの協議による相互負担が原則と考えております。令和5年6月に補正予算を提出いたしました酪農飼料価格高騰対策事業助成金や、同じく12月に提出をいたしました肥料価格高騰対策支援事業補助金などは、JAさんとの相互負担による支援を行っているところであります。ただ、令和4年12月の畜産飼料価格高騰対策助成金につきましては、酪農、畜産情勢の悪化により急遽事業を提案したことから、JAさんとの相互負担の調整ができませんでした。村単独で支援を実施したところであります。今回の酪農・肉用牛経営体質強化緊急支援事業におきましても、酪農、畜産情勢の動向を鑑み、提案時期が5月となり、JAにおかれましては総会時期と重なり特別配当での対応を決めていたところもあり、相互負担の制度設計による支援というふうにはなっていないと考えております。このように直近の酪農、畜産関係の支援策につきましては、JAさんとの相互負担による制度設計の支援ができていないところもあるわけでありまして、村としてそれぞれの時期に必要な施策を講じてきていると考えております。今後とも協議を密に情報交換等を行い、JAとの相互負担を基本的に施策形成に努めてまいりたいというふうに思っています。

また、対策の拡充についての考えに関しましては、村としては情勢に応じた支援を実施してきているものと考えているところであります。先ほども申しましたようにJAの配当金につきましては、その経営において生じた剰余金について一定の基準により配当されるものでありまして、例年基準割合に応じた額が配当されているものと考えられます。組合員の情勢の変動により特別配当として上乘せされている部分もあるとは思いますが、特別配当の詳細については聞き及んでいないところであります。現時点については、具体的に支援策の拡充についての計画は今のところありませんけれども、今後の情勢によっては必要な対策を検討していかなければならないと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございました。

ここで端的にまとめながらいきたいと思っております。時間ちょっと経過していますので。北

海道の支援対策については、既に別紙、参考程度ということでコピー、リストアップしてきたのですけれども、一応調査が2月中旬ということで、補助金の交付申請が3月上旬ということで、決定が3月中旬以降、そして補助金の概算払いが4月中旬という形になっております。これは道の支援の部分です。内容は経営コスト削減、1番目が。それと、2番目が効率的な畜産物の生産ということで、いずれもそんなに変わった取組内容ではないのですけれども、それぞれ9項目から11項目の内容にいずれかのほうが1つつ該当すればこの事業に乗れるよという形になっています。ちょっと気になっているのがいろんな部分の牛体管理だとか、いろんな部分あって、それぞれ工夫しながら酪農家さん、畜産農家さんは多分申請していると思うのですけれども、なかなか見えてこないのは申し訳ないけれども、やっぱり村の全体的な金額は見えたけれども、どういう形の支援内容になっているかという部分。道と多分同列ではないということだと思うのですけれども、その点ちょっともう一点、1回ご回答いただきたいというふうに思っています。それはなぜかという、実質的にはその内容についての拡大解釈の部分もあるかもしれませんが、加えてやはり今回搾乳牛と肉用牛、嫌な顔をしないでください。これは私の持論になってしまうかもしれないけれども、やっぱり育成牛多いのですよ、更別。後継牛何とかしないと、次の搾乳確保できないのです。それが欠落しているという部分が私としては納得できない。何とかその追加とか農協との協議の中でどうのこうのというよりも、僕はここで道は道として、村は村として対策を打つのであれば、この大切な育成牛に対して飼料高騰対策という部分から見れば、やっぱり支援対策図ってあるべきが僕は優しさではないかというふうに思っているのですけれども、それらも含めてご回答をお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 そういうふうに来ると思っておりました。訂正もしましたけれども、本当に育成牛のところまでいっていなかったということで、何とかならぬのかというような話も産業課ともお話ししましたし、JAさんともいろんな協議もしました。ご指摘のとおりでありますし、畜産が大変な状況であったものですから、一刻を争うというような状況でありましたので、村内状況を確認すると、この間の村の全共で久しぶりにまた共進会やったのですけれども、皆さん頑張っておられますし、個体の値段も上がってきたし、酪農家も本当にありがたいって感謝されました。前も言われましたけれども、金額ではないのだと。そういう村の姿勢を俺たちは待っているのだというようなことがあって、まだまだ苦しいのは変わらないから何とか支援、今後情勢は分からない、生乳も価格はちょっと上がりましたけれども、飼料対策も国とか道が打っておりますけれども、まだまだ足りないのではないかと思います。だから、やっぱり基本はうちの村は基幹産業、農業なのです。畑作もそうですけれども、11年前村長になったときに酪農家が半減してもう大変な事態になりましたよね。それで、哺育育成牛の預託施設を道に何回も頼みに行って、予算折衝もして建てました。ただ、コロナが始まっているいろんな経営がやっぱり厳しいような状況で、それは今も続いております。何とか育成牛のところまでというようなところも今お話がありまし

たけれども、その辺は私の頭の中にちゃんと入っておりますので、しっかりJAさんと協議することも大事ですし、生産者の皆さんの直接の意見を聞くことも大事だというふうに思っていますので、その辺の部分については今後検討させていただいて、酪農、畜産情勢の状況も見ながら、決して楽な状況になったというふうな認識は持っておりませんので、その辺ちょっと考えていきたいなというふうなことを思っています。

以上であります。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 多分村長の中ではやろうかなという気持ちが何かふつつつと湧いているように解釈していましたが、それでいいのですか、駄目ですか。ちょっと振ったのですけれども、なかなか回答いただけないのですけれども、実質的には村長から説明いただきましたように、今酪農対策っていてもおかげさまで個体も多少上向きになってきている、乳代も改定されてくるという、あとはやっぱり粗飼料の関係がどう確保できるかという部分だと思うのです。ただ、もう前も申し上げましたけれども、やっぱり酪農家さんの粗飼料対策、面積の確保というのは拡大難しいのです。だから、やっぱり購入飼料か何かで賄わなければならないという部分ある、それだけは重く受け止めていただきたいと思えます。

あとは、育成は別にして、和牛の肥育の生産者いらっしゃいますけれども、それとてやっぱりその濃厚飼料、かなり高額のを払っているという部分あります。それらを含めてなかなか明快な回答をいただけないのですけれども、ある意味では緊急避難的という部分も含めて酪農支援を図るのだという部分、金額がどうのこうのという話もありますけれども、それはそれとしてどこまで更別村として大切なものを、酪農は搾乳牛も大事だけれども、やっぱり育成牛も大事だよという押さえ方をきちっとしていただきたい。肉用牛は、やっぱりもうこれまた減るのですよ、はっきり言いまして戸数が、残念ながら。ですから、そういうものを考えると幾ばくかにしかならないかもしれないけれども、村の基幹産業としての押さえ方と捉え方、見解をきちっとやっぱり村民に示すというのも、これは町に住んでいる人たちの理解も含めてという部分、考えればすごく重い施策だと思いますので、その点十分ご配慮をいただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。育成牛については回答いただけませんよね。お願ひします。最後です。

○議 長 西山村長。

○村 長 その回答を導き出したいという思いはあるのですけれども、本当に重く受け止めていますので、産業課も課長を中心にかなり計算をして、金額っていても金額ではないというようなことではなくて、どれだけの支援をすれば安定的な農業経営がしていけるのかというようなところも含めて算定をしておりますので、今後そのことも含めて産業課は一生懸命今回も頑張ってくれてやってもらっていますので、ちょっと相談をさせていただいてしっかり検討させていただきたいというふうに思えます。

以上であります。

○議 長 安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。

ちょっと回答なかった部分が1つありましたけれども、酪農、畜産の更別村の支援対策の戸数だとか2番目に質問したはずなのですが、金額、その内訳というか、後でいいです、それは。もう終わりますので、後で資料を頂ければと思います。もう時間経過していますので、その部分回答いただいていないので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議 長 この際、午前11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど安村さんの一般質問の中で答弁漏れがあったということで、答弁をお願いいたします。

西山村長。

○村 長 大変申し訳ありませんでした。手元に資料を、ちゃんと答弁書を持っていなくて先ほど調べさせてもらいました。乳用牛ですけれども、1頭から19頭までがゼロ、20から49が8軒、50から99頭が17軒、100頭が7軒、計781万5,000円であります。肉用牛1頭から19頭が6戸、20から49頭が7戸、50から99頭が4戸、100頭が9戸ということで586万5,000円、合計1,368万円というふうになっています。

以上、ご報告申し上げます。

○議 長 よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

○議 長 では、続けてまた一般質問に移りたいと思います。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいてデータ連携基盤について一般質問させていただきます。

スーパービレッジ構想において、データ連携基盤の整備は重要な役割を果たすものとしてかなりの予算が導入されてきました。全員協議会等で折に触れて説明はありましたが、サービスの表に直接見えるものでもないということでなかなか理解しにくいところがありますので、住民の理解を深めるために、また今後の見通しを明らかにするために質問したいと思います。

5点に分けて質問いたします。まず、データ連携基盤とは何であるかということについて確認しておきたいと思います。これはデータを保持するサーバーと、実際にはクラウド上にあつて村も事業者もサーバーそのものは持っていないという場合もあるわけですが、

そして保持するデータの種類ごとに利用を許可された側にデータを渡すというシステムであると、そういうふうに理解しております。だから、更別村内に特にデータ連携基盤というものがあるわけではないと。当然その保守運営も更別村に人がいて行われるというわけではないというふうに理解しております。この理解でよいか確認のためにご説明いただければと思います。

次に、2番目、今年度まで含めてこれまで支出されたデータ連携基盤の経費の総額と、そのうち一般財源からはどれだけ支出されたかという内訳、これをお伺いいたします。また、今後の支出、ある程度出来上がった後の、いわゆるランニングコストについての見通しについてもお伺いしたいと思います。

次に、3番目です。データ連携基盤によって実現したそれを利用しているサービス、そして今準備中のサービスがどのようなものがあるかということについてお伺いいたします。あわせて、既に実施済みのサービスについては、利用状況、準備中のものについて、もし分かるものがあれば提供予定時期、予測の利用数などについてお聞かせください。

4番目ですけれども、データ連携基盤というのは本村だけで使うというような、そもそもそういう小さいシステムではなく、ほかの自治体からの利用も想定して開発したものというふうに聞いております。ほかの自治体への共用の実績があればお聞かせください。また、そこに至らなくても利用についてほかの自治体からの照会があれば、現在公開可能な範囲で状況についてお聞かせいただければと思います。また、利用があった場合、利用料はどのように収納されるのか。村が受け取って、そしてデータ連携基盤の実際の運用は村でやるわけでないので、基盤提供の事業者であるNECに支払うという理解をしておりますが、これで間違っていないかということについて確認できればと思います。

最後、5番目ですが、村ではご担当者からよくデータ連携基盤は都道府県ごとに1つなのだと。デジタル庁が実際昨年5月10日付で発出した事務連絡でデータ連携基盤は都道府県ごとに1つに限るという方針を明らかにした。更別が北海道で唯一であるということをお大変強調されていると伺っております。これを受けて北海道総合政策部次世代社会戦略局DX推進課では、今年3月26日に北海道データ連携基盤共同利用ビジョンというものを策定しています。その内容をインターネットで公開されているわけですが、見ると共同利用の範囲を道内に限る必要がないため、道外を含めて共同利用を進めるものとし、全国都府県に協力を求めると、こう明記されています。実際このインターネットのページには、共同利用可能なサービスとして、道内のものとして更別村のサービスが挙げられていますが、道外自治体の提供サービス、数としてはこちらのほうがやはり全国で多くなっていますが、ずっと挙げられていて、道内の自治体がどのサービスを使うかは選べるようになっているというふうに見えます。そうすると、したがってデータ連携基盤の利用自治体を獲得すると、そして利用料を払っていただく、これがないと更別村にとって過大な負担になるわけですが、これは全国を相手にした競争になるというふうに見えます。そうすると、当然それは獲得できる利用数、あるいは利用の対価に影響する。乱暴な言い方をすれば値

段のたたき合いになりかねないと。そうすると、利用料の収入見通しが立てにくくなります。この点についてどういう見通しをお持ちなのかということをお伺いします。特にこれまで導入して、今後毎年かかるランニングコストに見合うだけの利用料が見込めるかという点について見通しが最も大事な点ではありますが、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんのご質問、データ連携基盤についてお答えをいたしたいと思っております。

データ連携基盤とは、行政や企業といった様々な組織やシステム間でのデータを安全かつ効率的にやり取りし、活用するための共通の仕組みや技術基盤を示します。特に行政機関、自治体、民間企業などの間でデータを相互に運用可能として公共サービスの高度化や地域課題の解決、ひいては社会全体のデジタルトランスフォーメーション、DXを促進することを目的としております。データ連携基盤を整備する背景には、サービスの高度化や業務の効率化、そして地域課題の解決に向けた取組の重要性が高まってきており、従来自治体内の各部門が個別に情報を管理するなどデータが分散、サイロ化し、業務の重複や情報共有の遅れといった課題が生じております。こうした状況を改善し、住民に対してより迅速に、かつ高いサービスを提供するためにデータ連携基盤の整備が求められるようになっております。データ連携基盤の整備により、将来的には自治体内の各部門間での情報共有が可能になり、業務の最適化や職員の負担軽減が期待をされ、また災害対応や福祉政策など状況に応じて迅速かつ適切な意思決定を行うためのデータ活用も可能になります。住民サービスの向上を図る上で各種手続のデジタル化や、ワンストップサービスなどの実現など利便性の高いサービス構築が進められています。国の方針としてもデジタル田園都市国家構想や自治体DX推進計画を通じて実際のデジタル化やデータ活用を後押ししており、多くの自治体がこれに呼応する形でデータ連携基盤の整備に取り組んでおります。加えて、外部の民間事業者や住民との協働を促進し、地域の課題解決やスマートシティの実現といった将来の地域づくりにもつなげようとする動きが広がっております。このように自治体がデータ連携基盤を整備することは単なるITインフラの強化にとどまらず、まちづくりの在り方そのものを見直し、地域社会全体の持続可能性を高める重要な取組であると認識しております。データ連携基盤の主な特徴として、標準化されたAPI、これはデータの受渡し口が決まったルールやメニューのことです。データ形式、データの書き方をそろえること、これを用いて異なる組織、システム間でのデータのやり取り可能にすること。2番目には、データをサービス間で相互利用することでスマートシティ、災害対応、地域経済活性化等を実現するための基盤となること。3番目に、データ連携時の認証、認可、暗号化、記録管理などの仕組みを備えていること。4番目として、各主体がデータを持ち寄り共同的なサービス提供を実現することなどが特徴的と言えます。データ連携基盤の導入

は、スマートシティの実現とモデル地域となるために必須として国も推進しており、各種データをリアルタイムで収集、分析、活用できる環境が整うことで更別村の課題解決や住民のQOL、生活の質の向上に向けた先進的な取組が加速をします。例えば村では医療、健康増進や福祉、予約システム等申請の充実といった分野でデータに基づく新たなサービスや仕組みが次々と生み出されています。さらに、国からはこうした取組を通じて本村で得られた知見や成果は他の地域への自治体への波及効果を生み、日本全国の自治体のデジタル化、スマート化の牽引者としての役割を果たすことが本村に期待をされています。

1点目のご質問ですが、データ連携基盤のサーバーは物理的に更別村内にはなく、パソコンやサーバーにソフトやデータを置かず、インターネット経由のサービスを活用して保存されています。サーバーは遠隔操作で管理されており、クラウドサービス提供者がサーバーやネットワークなどのハードウェア部分を管理してくれる一方で、利用者は自分が使っているシステムやアプリ、データの安全性や設定、動作状況を管理することとなります。例えばOSやアプリの更新、バックアップの取得、セキュリティの設定、異常がないかの監視などは利用者がリモートで行い便利で安心な環境を提供しますが、その上で何を、どう動かすかは利用者の責任となっております。

続いて、2点目のご質問にあります、これまで支出した経費であります。令和3年度に総務省の補助金を活用して整備したオープンデータのデータ連携基盤に係る費用は7,091万3,000円となっております。また、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金タイプ3を活用して令和4年にプライバシーデータを活用するために整備したデータ連携基盤の導入費用は6,091万8,000円となっております。令和5年には内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金タイプXを活用してデータ連携基盤改修を行い、2,971万8,000円となっております。令和6年はデジタル田園都市国家構想交付金のタイプ3を活用して一部を改修し、2,706万円となっております。令和7年度は新しい地方経済・生活環境創生交付金タイプVを活用して一部の改修等を行うものとして2,937万円の支出を予定しており、データ連携基盤構築に関わった経費としては、5年間で2億1,797万9,000円となります。また、一般財源では令和3年度709万円、令和4年度2,030万7,000円、令和5年度ゼロ円、令和6年度の一般財源につきましては902万円をデータ連携基盤の費用として支出し、令和7年度はデータ連携基盤の費用の一般財源として977万円を予算化計上しております。これまでの5年間でデータ連携基盤に関連する費用に要した一連の財源は4,618万9,000円、これらは有利な財源の確保をしながら基盤の整備を進めてまいりました。

3点目のご質問にありますデータ連携基盤を活用して実現したサービスにつきましては、サービス事業者状況データを活用するために整備した歌って踊ってサービス、その利用者につきましては令和6年度末でカラオケ424名、マージャン353名となっております。同様の利用状況データを活用した村民講座サービス、利用者については令和6年度802名、健康情報データを活用するために整備した健康アプリサービス、安心見守りウェアラブルウォッチ、スマートメーターでウェアラブルウォッチの利用者は令和6年度で101名、スマート

メーター利用者は30名、サービス利用者状況データを活用した楽しく運動サービスで利用者は令和6年度474名、同様にサービス利用状況データを活用した更別村健康プロジェクトサービスで令和6年度は673名、健康データを活用したチャットコーチングシステムで令和6年度利用者30名、訪問時に見られたデータを活用したコミュニティナースサービス、令和6年度訪問者利用者、月平均で457名、IDデータの連携を行っているらくらくサービス予約で令和6年度利用者実数321名、延べ2,723件、位置情報データや利用者情報を活用した自動運転サービス利用者は30名、さらクル移動サービス利用者、令和6年度延べ980名、3Dマップデータを活用した情報センターサービス閲覧者延べ数は令和6年度2,714名、ドローンの運行データ、トラクターの運行データを活用した自動化農業サービス、ドローンによる作付面積は令和6年度250ヘクタールとなっております。これから本格稼働するサービスといたしまして、マイナポータルのデータと連携をしました救急搬送サービス、これは既に実装済みで実績もありますが、今年度登録者は100名にする予定であります。また、IDデータと連携した待たない医療サービスについては来月のリリースを予定しており、予約サービスということで今年度500名を予定しております。同様にIDデータを活用したデジタルどんぐりスタンプサービスでは、どんぐりスタンプ会の総会後のサービス予定時期の公表ということでもありますけれども、ID取得者をスタンプ会と1,000名を予定しているところであります。

4点目のご質問、他自治体の共用実績につきましては札幌市との共同利用の実績があり、オープンデータ用のデータ連携基盤を共用運用しております。本村の構想への照会等については、今年度は施設やオンラインでの説明で月2回程度となっております。全国から利用方法の説明や共同運用について説明を求められる機会は増加しております。利用料につきましては、現在札幌市の利用料は基盤サービス提供者となるNECで本村の利用料を減額し、札幌市へはNECの利用料を支払う形で利用料の調整を行っております。

5点目の質問にありますデータ連携基盤の北海道データ連携基盤共同利用ビジョンの考えですけれども、サービスごとに都道府県ではデータ連携基盤を1つに限定するという事としております。また、全国都道府県での共同利用については道内の自治体でも行われており、更別村においても本州から問合せがあり連携を検討しておりました。今後の見通しですが、北海道データ連携基盤共同利用ビジョンが示されたことから、今後におきましては北海道と連携し、本村も普及拡大に向けて共同利用を促進する考えであります。目標値といたしましては、10自治体との共同利用を目指しているところであり、これはデータ連携基盤のランニング費用、約3,000万円について他自治体からの利用料だけで更別村の利用料を支払うことができる分岐点となります。データ連携基盤の整備につきましては、スマートシティリファレンスアーキテクチャ、デジタル庁、内閣府、地域データ連携基盤に係る標準仕様ガイドライン、総務省、これらが定める都市OS標準仕様に準拠することとされており、仕様やデータ形式を標準化し、導入時には自治体間との相互運用性を確保すること、個人情報、機密情報、または暗号化、匿名加工化されるなど整備に関して条件が大

変厳しく、導入コストは上昇しており、更別村はこの厳しい条件を全て満たしていることから共同運用が進むものと考えております。未知数ではありますが、データ連携基盤の共有利用はコストの効率化、サービスの広域化、総合運用性の確保の観点から今後ますます進展すると考えており、国の補助金や交付金の標準仕様の普及が我が村にとっては追い風になっていくものと考えております。

以上、引き続きのご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議 長 斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご答弁ありがとうございました。

データ連携基盤というものが今後どこの自治体でも利用されるようになって必要になっていくという意義については、ご説明のとおりではないかと思えます。また、これまでの利用実績です。数が多く見えますが、延べ数であったりすることを考えると、2億円に対して仮に2万件利用があっても1件1万円ですから、もちろん更別村だけで考えたら、ことわざに言う鶏を割くにいづくんぞ牛刀を用いんという大げさな話になるわけですが、当然ほかの自治体で使われると。小さいシステムをつくったからってシステム開発料がその分小さくなるわけでないので、こういうシステムはある程度の大きさになってしまうというのは分かります。考えるのは、感じるのは当然ほかの自治体は、北海道170以上の自治体ではつくっていないわけで、今後利用するということです。そういう自治体が非常に不利になって、言わばその使用料にあえぐということにはならないので、これは今となっては仕方がないけれども、そういう更別村や小さい自治体では使う側に回るとというのが多分普通のことだった。ただ、こういう事業を始めてしまった以上、つくって持っていて、3,000万円の利用料をNECに払って、使っていただいてほかからその利用料を回収するという一種の、これまで村がしてこなかった事業に乗り出すということがこの実質的な内容ではないかと思えます。それがいいか悪いかは別として、農業を基盤として役場職員も80名しかいないところで問合せに対応して、言わばセールスをすると。それが全国を相手にセールスをすると同時に、全国のそういうデータ連携基盤を整備した、少なくとも各都府県に1つずつあるところとの競争になると。この小さい村にとってそういう競争で勝ち抜けるのかということに関しては、大変未知な部分が多いというふうに感じられます。言わば普通だったらもう少し、もう大分規模の大きい、例えば札幌市がそれを持ってやるというようなことのほうが分かりやすい形なのではないかと思うけれども、こういう形になってしまっているということの現状。そうすると、将来の見通しについては当然国や道の方針が今後どうなるかということも含めて今この場で見通せないことも多いと。だけれども、確実なのはこれを持っている限り毎年3,000万円ずつは出ていくという点でやや懸念しております。だからって、今日、あしたやめるということはもうできないわけです。言わば見えない箱物でありまして、これに関してはやや懸念しているというか、心配であると、不確定な部分があるというふうに申し上げます。ということ、それに関する村の認識

を確認したくて一般質問をさせていただきました。なので、特に気になるのは、やはりこういうもので問合せに対する受け答え、セールスということが大事になってきますが、限られた村の人員で、しかも利用実績という点でこの村で幾らやっても数少ないわけです。そうすると、当然例えばこの村の10倍の人口を持つところでは桁違い、10倍の利用があるわけで、では大丈夫なのかと。いろんなケースに置いて、やっぱり利用実績が多いというようなところに、どこを利用するかを検討する自治体としては流れていくというようなこともあったら、この村が特に有利というわけではないのではないかとというふうないろいろなことがあります。そういった特に強調したいのは、この村が農業を主体としてこういう政策を、それに沿った政策を展開してきたこの村が、こういった言わば全国を相手にする受注競争に最後はなってしまうのでは、そこに参入していくということに関して一抹よりもちょっと大きな不安があるのですが、その点に関するお考えをもう一度伺いたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 費用対効果等々、斎藤議員さん、それはそれでおっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、私としては、私このDX化を進めるときには、もうこれは避けては通れないと。もう一つは、民間の力も借りないと官だけではできないということです。

それと、もう20年、30年後は本当にがらっと世の中変わっています。最初に固定電話から携帯電話があって、そしてスマートフォンというのは、これはもうガラケーから始まってスマートフォンになっているわけです。これは、もう電話ではなくていろんな情報が収集できるコンピューターの端末を我々は持ち歩いているということでありまして。そういう時代に入ってきます。そういうことを考えれば20年、30年後の更別村、あるいは子どもたちの未来、農業の未来を考えたときに、デジタル化に関してはかなり費用もかかりますので、やっぱりできる部分、例えば通信網の整備、今スターリンクが3基あって災害には完璧に強い村になっております。5Gが8基、キャリア5Gです。室内ではありません、があります。光回線、データ連携基盤、そして全村3Dマップ化、立体化されています。そこに耐震化率とか、耐用年数とか全部入れますと、これ災害が起きたときですとか、ドローン一つ飛ばすのにも建物の高さ、農地の面積、形状を把握しなければなりません。これは全てこの部分によってできますし、お年寄りがどこかに行方不明になったということになれば通信機器さえ、その位置情報さえあればそれがつかめるということになります。そういうことを考えれば、村の未来を考えたときにその技術をできるだけ有利な財源があるうちに確保して整備をしてしまうと。それが将来的には村の発展にとって、農業も含めてそうですけれども、スマート農業とかいろんな形で大変進んでおりますけれども、そういう部分に資することになるのではないかとというふうに思います。札幌市とか、そういうところということで、私は決して全国の受注競争に参加するつもりはありません。そういう形ではなくて純粋に村の未来にとってこれは必要でありますし、データ連携基盤は必ずや将来先見性がある取組というふうに評価をされているものと確信をしております。国も村

としてその辺を先行としてやって、それを全国に広めてもらいたいということでもあります。

議員さんご指摘のとおり、北海道データ連携基盤共同利用ビジョンということで3月26日に道から出されています。データ連携基盤の状況ですけれども、道内では札幌市、更別村、江別市、小清水町、上士幌町の5つの町村がデジタル交付金を活用してデータ連携基盤、または基盤という整備済みであると。ただ、これについて基準に準拠したデータ連携基盤は北海道の中ではほかのところもあるって言いましたけれども、ここが出した一つだけに限るとかといういろんな、ほかのところと、だから例えば交通なら交通で使っているところは1つですよと、ほかはつくってはいけませんよと、医療なら医療で1つですよと。例えば予約システムとか、そういうできたものを活用してくださいと。そうすれば、新たにそれを開発する費用は莫大な費用になりますから、それはほかの自治体も助かると。道が示したのは我が村だけです。提供するサービスの早見表というのですか、道内では更別村のみです。問合せが企画政策課になっております。オープンデータに関すること（地図情報）、マイナンバーカード連携に関すること、消防・救急に関すること、行政手続に関すること、広聴サービスに関すること（デジタル目安箱）、医療に関すること、見守りに関すること、健康・福祉に関すること、スマート農林業に関すること、防災に関すること（避難所情報・災害履歴情報）、交通に関すること（車両位置情報公開）、商工・観光振興に関すること、これの13項目、ほかには持っていませんし、道は村のデータ連携サービスしか示しておりません。ただ、本州に行きますと例えばオンラインとか、いろんなところで広域見守りとか、オンライン投票とかというのは、オンライン投票だと日立製作所が持っていますけれども、こういうものも使って構いませんよ、ただ道内では圧倒的に我が村のデータ連携基盤の基準に即してということになっております。問合せも道内からもかなりの数の方来ています。これは、大空、訓子府町が来て連携基盤で共同できないかというようなことで、今札幌市とは共同運用やっておりますけれども、こういう形で我が村の状況を報告しております。10の自治体と連携できればということで、その辺の展望性は持っておりますし、そういう形でランニングコストといいますか、維持していかなければいけないわけですから、その部分をしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。どれだけの人が利用したかということもありますけれども、私はDXは大きな都市よりも小さなこういう地方都市でしっかりと根づかせるということがやっぱり地方創生にとって大変重要なことだというふうに思って認識しておりますので、その点では現状として進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご答弁と村長のお考えの表明ありがとうございます。

ここから先結局今後どうなるかという、特に46都府県とのデータ連携基盤との競争に否応なく巻き込まれるのではないかという懸念は申し上げましたので、ここでもう一回質問しても水かけ論になるので、かかった費用、今後かかる費用、そして現状について私は村

長ほど楽観的ではないのですが、意見の交換ができて情報が明らかになったので、まだもう一回ありますけれども、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき子育て支援等における施策の拡充等について村長に質問いたします。

令和の米騒動をはじめとする物価高騰は、多くの村民の生活を苦しめております。とりわけ、子育て世代等においてはこの負担が重くのしかかり、子どもを持つことにも不安を抱える家庭もあるとお聞きします。しかしながら、このような社会状況の中でも様々なご苦勞をされながら不妊治療をされ、新しい命を授かることを心から求めている方も多くいらっしゃいます。一般不妊治療は回数に関係なく村の助成を受けることができますが、特定不妊治療については回数に制限があり、それを超えて治療する場合は多額の個人負担が発生しています。また、子育て支援においても村は様々な対応をしておりますが、仕事を持つひとり親世帯は一般家庭より優遇されているものの、保育料等の負担は大きな障害と考えることから、下記の子育て関連事案等について村長の考えをお聞きします。

まず1つ目、特定不妊治療における治療回数、40歳未満6回、40歳から43歳3回、これを超える場合の治療においても受診者の様々な負担を解消するため、村独自の支援対象とする考えについて。

2つ目、更別村が定める保育料では、生活保護世帯、住民税非課税世帯は保育料等を無償としていますが、ひとり親世帯についても厳しい家計の中で子育てをしていることから、保育料や学童料等を無償とする考えについて。

最後、3つ目、子育てを担う施設（保育園等）ですけれども、の運営について入園児数に応じた予算を確保すべきであり、急な人数の増など必要な場合は早急に補正予算を措置するべきと考えるが、現状の対応と予算措置の考え方について。

以上、3項目についてご答弁をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さんの子育て支援等における施策の拡充等についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の1点目、特定不妊治療における治療回数を超える場合の治療において、村独自の支援対象とする考えについてであります。令和3年度までの不妊治療につきましては、

原因の検査や原因疾患への治療は医療保険適用でありましたが、原因不明の不妊や治療が奏功しない一般不妊治療、生殖補助医療につきましては医療保険適用外でありました。しかしながら、令和4年度より一般不妊治療、先進医療を除く生殖補助医療が医療保険の適用となりました。一般不妊治療、生殖補助医療が医療保険適用となる以前は体外受精及び顕微授精に対する北海道の助成事業がありました。令和4年度からこれらが医療保険適用となったことから、この助成事業は廃止されております。更別村におきましても北海道の助成事業に準じ助成を行ってまいりましたが、一般不妊治療、生殖補助医療が医療保険適用となった際に実施要綱を改め、医療保険の適用となる不妊治療の自己負担分の全額助成を村単独事業として始めております。令和5年4月より北海道におきまして医療保険適用外の先進医療として実施をされる不妊医療に要した費用の一部を助成する北海道不妊治療等助成事業実施要綱が制定されたことから、更別村におきましては道の要綱の内容に沿った形でこれまでの医療保険が適用される治療に係る自己負担分の全額助成に加えて助成事業を行っております。主な内容は、医療保険適用外の先進不妊治療を受けた方の医療費と交通費の一部を助成するものであります。治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の方を対象とし、助成回数は40歳未満の方は通算6回まで、40歳から43歳未満の方は通算3回までとしているところであります。ただし、助成を受けた後に出産した場合、また妊娠12週以降に不幸にも死産に至った場合は、それまでに受けた助成回数をリセットすることとしております。助成事業の対象となる方の年齢による制限を設けましたのは、医療保険制度におきまして生殖補助医療の胚移植術に対する診療報酬の算定回数が年齢によって上限が設けられていることを受けた措置だと考えられます。令和5年度における本村の不妊治療助成の実績は、申請者は実質7名、村の助成総額は187万8,544円で、このうち北海道の補助基準に該当し、支給された補助金額は9万4,774円となり、村の独自の助成は178万3,770円、令和6年度は申請者実人数で9名、村助成の総額は75万8,509円で、北海道からの補助金額は1万2,979円となっており、村の独自財源による補助が74万5,530円となっております。医療保険が適用される診療回数を超えて実施した不妊治療の実績は把握しておりませんが、医療保険が適用される診療の自己負担分を村独自事業で全額助成している中、診療報酬の算定回数を超える治療費に対するさらなる独自負担は慎重にならざるを得ないと考えているところであります。

ご質問の2問目、ひとり親世帯に対する保育料や学童保育料等を無償とする考えについてであります。令和元年10月から子ども・子育て支援法が改正をされ、3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの保育料が無償化されております。更別村では満3歳未満の保育料におきまして、国が定める保育料、利用者負担の上限基準に比して軽減して設定をしており、加えてひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯には住民税の課税状況により軽減措置を設けております。多子世帯の満3歳未満の保育料軽減につきましては、北海道では第2子は半額、第3子以降無料、上の子が小学校以上の場合には人数に含まないとしているところでありますが、本村は上の子が19歳未満であれば

第1子としてカウントした上で第2子以降は無料としております。さらに、令和5年度より満3歳未満の第1子の保育料の2分の1の減免を行っております。満3歳未満の第1子の保育料は、世帯の住民税の課税状況に応じてご負担いただいております。米の価格、エネルギー価格の上昇などの物価高騰などにより、ひとり親世帯を含め子育て世帯において家計が非常に厳しい状況だと理解しております。村といたしましては、これまでも様々な子育て支援を行ってまいりましたが、今後とも子育て世帯全体の状況を踏まえどのような子育て支援ができるか検討してまいりたいと考えております。学童保育料の保育料は利用者一律としておりまして、令和5年度に月額5,000円から2,500円の2分の1に引き上げ、生活保護世帯は引き続き無料としております。ひとり親世帯の代表的な支援策として児童扶養手当制度があります。支援額は所得に応じて一部支給になったり、支給が受けられないという場合もありますが、全部支給で月4万6,690円、児童2人目以降1人につき全部支給で1万1,030円の加算となっています。こういった制度も有効に活用していただきたいと思っています。議員のご提案を踏まえまして、学童保育料につきましてはひとり親世帯の支援策として例えば児童扶養手当を受給している世帯を対象に行うなどといった所得状況等を考慮した軽減措置を設けるなど、村の財政状況を考慮しながら実現可能性について検討してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、保育園の運営につきまして、入園児童数に応じた予算確保、急な人数の増など必要な場合は早急に補正予算を措置すべきについてであります。保育園の運営に関しては、子どものための教育、保育給付として園に子どもが通うために必要な経費の一部を給付しております。必要な経費とは、子ども一人一人が幼児教育、保育を受けるために月々必要な経費の総計になります。大まかには保育者の給料や教材費、園舎の維持管理費、光熱費などの費用を園に在籍する子どもの人数で割ると、子ども1人当たりの必要経費が算出されます。これを公定価格といいます。国の認可基準を守って保育するために最低限必要な経費として設定されております。保育する人数が増えた場合には、これまでも増加数に応じて補正予算を編成し、対応してきております。施設の修繕や備品、設備の更新などにつきましては有利な補助金を探索し、経営状況などを伺いながら支援について検討し、できる限りの対応をしてきております。事前に年度計画を立て、所要額によっては総合計画に登載し、予算措置をして執行しているところであります。災害等緊急に対応が求められるような事情による場合を除き計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、不妊治療に関わる質問につきましては、実際に高額な個人負担を負った方から切実な住民相談を受けてお話をさせていただいております。しかしながら、この問題については特定のご夫婦からの相談ということではなくて、同じ境遇にある方やこれから結婚される方に対しても等しく支援を行うべき事案であると私は判断しております。子どもを授

からない方々は、祈る思いで様々な治療を受け続けております。特に近年は晩婚化が進み、子どもができにくい環境にあるのかもしれませんが、それでも努力をし、不妊治療を続けている女性から、努力むなしく毎月のように流産する女性の気持ちが分かりますかと、そういうふうにかかれたときに私は本当に返す言葉もありませんでした。その精神的なストレスを解消するためにも妊娠確率の高い特定不妊治療を受診する環境を整えて、併せて身体的な部分はもとより経済的な負担を取り除く必要もあるものと考えております。しかしながら、現在の特定不妊治療の保険適用については、先ほど村長からもお話ありましてとおり40歳未満の方が6回まで、40歳以上43歳までは3回までとなっております。これを超えた部分は全額を受診者が負担しなければなりません。私が相談を受けた方は、この全額を負担することになって約70万円の治療費を支払ったそうですが、よい結果は得られなかったと。ただ、またこのような形で高額な治療を受けるかどうかは今すごく非常に悩んでいるというお話でございました。先ほども申し上げましたとおり、受診者には身体的、精神的、経済的に大きな負担が重くのしかかっています。特に最近の様々な物価高騰のありを受けて、若い夫婦世帯にとってこの70万円という金額がどれほどの負担になっているのかは多くの皆さんが想像につくものと考えております。子育て以前の、まずは子どもを授かることに対する取組を厚くすることがこれからの少子高齢化に対する基本的な施策になるものと考えております。全国的にも保険適用となる特定不妊治療には年齢及び回数制限があるため、回数制限超過後の助成を行っている自治体も見受けられます。不妊は身近な話です。不妊の検査や治療を受けたことがあるカップルは年々増えております。厚生労働省、不妊治療と仕事の両立サポートハンドブックによりますと、令和3年に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の数は約4.4組に1組となっています。平成19年以降のデータを見ると、全体の出生率は下がっているものの、妊娠を望み検査や不妊治療を受けるカップルは増加していることが分かります。今や不妊は珍しいことではなく、子どもを持ちたいと考えている人の多くが一度は直面することと言っても過言ではありません。当事者ではなかったとしても、私たちの周りには不妊治療を受けている人がいるかもしれませんし、また次の世代を担う若い人たちにとっては将来直面するかもしれないことです。不妊の悩みは決して他人事ではありません。私たち一人一人が不妊治療に対する正しい理解を深めることが大切であると考えます。本村においても子育て支援以前の少子化対策の一環として特定不妊治療の回数を超えた部分に対する助成を進めるべきと考えますが、村長の考えを改めてお聞きしたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 答弁の中で慎重に対応したいということと、道の保険適用の部分とか、いろんな助成の上乗せについて村単独で支援をしていくということですがけれども、実は私もそういう方たちからの相談を受けておまして、本当に涙ながらに切実な訴えをされる、そして経済負担の割合が今70万とおっしゃいましたけれども、それ以上にかかっているということもあるということです。本当に子どもを授かりたいのだけれども、なかなか。でも、ちゃ

んとそういう治療は受けてきたけれども、回数を超えてしまったのだと、何とかならないですか、それを待っている方もいっぱいいますというような話がありました。私自身としては、やっぱり村長に就任して以来一番先に手がけたのが子育て支援で、子育て世帯の経済負担の軽減をということで、それで子どもを産み育てやすい、そういう状況を真っ先につくるのだと。これは10年後、20年後に必ず花が開くということで、毎年のように20名を超える、多いときには30名ということで、その年は亡くなられた方が少なく転入される方が多かったので、12年ぶりの人口増になりましたけれども、その後はコンスタントに言ったらそういう言い方は失礼ですけども、お子さんは生まれております。この人口規模で毎年二十数名の、あるいは30、25名のお子さんが生まれるということは大変すばらしいことだと思いますし、やっぱり支援策しっかりしていかなければならない。ただ、亡くなる方も最近多いということで、総体的に人口は緩やかに減っているという状況でありますけれども、何とか持ちこたえをしているというような状況でもあります。

荻原議員ご指摘の、私ももう心の中では何とかしたい、村の財政状況とかいろんな部分、ふるさと納税ですか、あれを活用して例えば給食費の無償化とか、学童の半額とか、いろんな施策の部分に充てさせていただいた部分もあります。総体的に自主財源が増えてくれば、そういうこともできるというようなことでお約束はできませんけれども、慎重に対応するということがありますけれども、私自身の中ではぜひともそういうことは実現していきたいし、それについてほかの町村も全部資料があるのでですけども、その辺もちょっと研究もしまして検討していきたいというふうな形を取っていきたいなというようなことを思っています。お話しなさっている内容は私も同感であります。

以上であります。

○議 長 荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、子どもを授かるための治療については人に話したくない内容があったり、非常にデリケートなものでありますから、新しい命が授かることを望む方々に身体的、精神的、経済的な負担にならないような村の支援を望みたいというふうに思います。

次に、どんぐり保育園の備品等の再整備に係る予算措置についてですけども、先ほどのご答弁では事前に年度計画を立てて、そして計画的に進めるというお話でした。しかしながら、入園児の最終人数が決定しないと見積りができないというお話もお聞きしております。備品等が整備されないと、一番困るのは子どもたちであります。私は村が担うべき、そのような事案が発生した場合は、本当に臆することなく4月の早い段階で臨時会を開き補正対応するべきと考えますが、村長はどのように考えておられるか改めてお聞きしたいというふうに思います。

続いて、ひとり親世帯の保育料等の無償化について再度お話をさせてもらいたいというふうに思います。初めの質問でお話ししたとおり、更別村が定める保育料では生活保護世帯、そして住民税非課税世帯は保育料を無償としております。働ける能力のある方は、基

本的に生活保護を受けることはできません。すなわち、収入が最低生活費を上回っている方は生活保護は受けられないこととなります。しかしながら、生活保護を受給していると様々な支払いが免除になったり、減免の対象となっておりますが、私がお話を聞いたひとり親世帯の方はおおむね生活保護受給者と変わらない本人の収入で、生活保護世帯等が受ける優遇措置も支払い、そして生活している方ばかりでありました。その厳しい生計が子育てにしわ寄せが行ってはいけないと思っております。生活全般の支援について、生活保護受給者等と同じく無償や減免にするということは、これはかなわないと思っておりますが、せめて子育てに関わる保育料や学童料金などの支出については村が支援すべきと考えます。私は今回の質問をするに当たり、子育てをしている複数のひとり親世帯のお母さんにお話を伺いました。その方々、お母さんですけれども、別れた夫から養育費の支援を受けられない。そして、親からも支援がない。つまり自分の収入の中で子育てをしているという方ばかりでした。夜勤をしても月収が20万円を下回る方、そして手取りが16万から17万円の方、皆さん大変苦しい生活を過ごされております。その話の中には灯油を満タンにできず、許される範囲で給油を行う。そして、もちろん夏の猛暑対策としてのエアコンなどはつけられない。しかしながら、子どもの服も欲しい。そして、食べ盛りの子どもがあれを食べたい、これを食べたいと言っても我慢させる。そのときになぜ福祉灯油の支給対象とならないのか、物価高騰等に関わる給付金の対象者とならないのか、村の施策に強い憤りを感じているそうです。以前役場の業務上の理由により給付金の支給が遅れたときは、子どもと約束した買物をするのができず、悲しい思いをさせたとの話も伺いました。そして、できることならば入学祝金は現金で支給してほしい、そういうお話もいただいております。また、ある方の買物は月1度、月末に行うことができる買物も本当に何か一番きつい買物だというふうにお話をされておりました。その方は60歳になるお母さんが病気を患い、親の面倒を見ながら生活しており、そのときは娘の修学旅行の出費もかさみ大変苦労されたとのこと。そして、周りからは児童手当や児童扶養手当がもらえるから楽だねと思われることがつらいと話をされておりました。そういう皆さんの生活支援に対するたくさんの要望の中には、子育てに関わる村の支援として保育料や学童料、夏休み等の長期休業における学童の食材の無償化などがあります。ひとり親世帯においては、生活に困窮していない家族がいるかもしれませんが、多くは大変苦しい生活を送られている状況を見たとき、それが子どもたちの成長に影響することは避けなければなりません。しかしながら、皆さんは苦しい生活を周りに打ち明けられず、その声を内側に秘められている方がほとんどです。生活に困窮するひとり親の支援策においては、各課にまたがる広範囲な施策が必要だとは思いますが、まずは保育料や学童料、長期休業における学童の食材の無償化等を進めるべきと考えますが、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員さん、いろんな相談を受けて感極まってお話しになっていらっしゃるということ、私も本当にそう重く受け止めております。

まず、子どもが入園とか学童も含めてそうですけれども、増員した場合については施設設備、基本的には年度当初の予算、あるいは総合計画の中に組みさせて大きなもの、金額の場合はそういうふうにやっていくということですのでけれども、緊急の場合とか、あるいは法人からも申入れがありますので、その都度課によって検討して、実情を聞きましてできる部分については対処するというような形であります。ただ、今の状況では定数がオーバーして大変な状況になっている。狭い状況とか、保育士が確保できないという状況は私も把握をしております。先ほど言いましたけれども、公定価格が、これ後でまた議員さんに9月ぐらいにお話しさせてもらいますけれども、定員オーバーのところには公定価格、当初示した金額を支払わないと国から通達がありました。そんなばかな話があるのかと、年度が始まってからはしごを外すような、国のそういうような通告についてはもう本当に憤りを感じますし、その部分をしっかりと支給をしていただかないと大変な状況になるわけです。もう破産するというふうな状況もお聞きしていますので、その辺については議員の皆さんと課のほうでいろいろと算出もしていただいていますので、改めて提案をさせていただきたいというふうに考えております。直ちにそういうような必要な部分、定員増の場合はなるべく早めに対処できるように検討していきたいと思っております。ひとり親世帯、本当に私もお話は聞いています。議員がおっしゃるように生活自体が大変な状況、生保は受けられない、しかしながら低所得って言ったら申し訳ないですけども、だからそのはざまの人たちはやっぱり子育てするのにかなり大変な状況になって苦しい生活を余儀なくされている。その中で子どもに係るいろんな経済負担をしなければいけないということであり、私は決して、そういうような社会環境や経済環境で、ひとり親であっても、そうでなくてもそういうもので子どもの教育環境や保育環境が差別されたり、あるいは本当にそういうような状況に格差があるような状況というのは、これはもう絶対駄目だというふうに思います。同じです、それは。だから、やっぱりその辺は私もいろいろとお話は聞いていますけれども、ひとり親世帯の生活状況とか、しっかりまず相談に乗るところをきちんとつくらなければいけないし、議員さんのところに行ってもらうのもそうですけれども、社協があったり、先ほど言っていた保健福祉課とか、いろんな窓口があります。教育委員会とか、あるいはうちでいえば小学生の部分については教育委員会や子育て応援課があるわけですから、そこでやっぱりまずしっかり受け止めるということです。その中で状況を正しく把握をして、そしてどんな手段が打てるのかということをやったり真剣に考えてあげて、一番大事なことはそれをしてあげるといことです。あげるというか、上から目線ではありません。それをやっぱり同じ気持ちになってするということです。それが経済負担であろうと、いろんなものの貸出しもしていますけれども、物がそろえられない。私も聞きました。誕生日に約束していたものが買えなかったと、クリスマスとか。それは村が一体どうなっているのだというのは、やっぱり国からいろんな交付金が出たときに、まだデジタル化といってもワンストップですぐに振込ができた、今必死になってやっておりますけれども、そここのところが継続中であるということなんです。準備中であるといこと

るです。だから、そうでないならば例えば紙でお知らせをして、それから口座に振り込むってなると何か月も遅れると。子どもたちに何かしてやろうと思った親御さんができないというような状況も聞いております。だから、そういうところも含めていろんな状況あると思います。ただ、それを把握し、相談してもらえるところをつくらなければいけませんし、無償化とか学童の保育料の関係とか、あるいは食材の関係もありましたけれども、そこも総合的に含めて子育て支援、今本当に、この間もある多子世帯の子が来ましたけれども、ちょっと大変な状況だというふうな、お聞きしましたので、やっぱり若い夫婦は、ひとり親も含めて経済負担なのです。これが何とか軽減されないかということがもう一番なのです。だから、その部分はしっかり我々も受け止めて検討して、施策として実施できるものは財源を明らかにして、皆さん方に提案をして、採択を受けて速やかに実施をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。

生活に困窮するひとり親世帯については、子どもを持つ同じ親として子どもが悲しい思いをすることがないよう支援していただきたいというふうに思います。そのためには、まずできることから順次取組を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終了いたします。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づいてご質問いたします。

更別スーパービレッジ構想のスタンプ会のデジタル化についてです。更別スーパービレッジ構想の大きな一歩であるスタンプ会のデジタル化について、以下のとおり2点お伺いします。これまでに使われてきていた紙のスタンプの場合は、家族の間で連帯の形とか、あるいはプレゼントの形とか、友人間でスタンプを寄贈することができ、特にご高齢の方の間で譲られたスタンプを台紙に貼り、お買物に使われる方がいらっしゃるようだと言った商店街の複数のお店の方に、店主さんからお聞きしました。誰でも、そして特にご高齢の方、免許の返納をされた方にとっては、近くで割引された価格でお化粧品であるとか、あるいは富くじの時期に割引率が大きいスタンプを使ってお買物をするのはわくわくする瞬間だと思います。共鳴いたします。スタンプ会のフレームのデジタル化が決定され、質問の締切りの6月の6日の時点にお聞きしたのですが、運用がこの5月から始まるという告知があったと伺いました。また、ソーシャル・ナレッジ・バンクのほうでお聞きしたことによりますと、現行のフレームではID保持者間での、更別IDの保持をしている人の中でのスタンプの譲渡はできないとのことでした。この部分の改善により、IDを取得することに前向きになる方が年齢を問わず増えると考えます。村の予算を使った公共政策の柱の一つであるこのデジタル化について、スタンプ会の一つの決定の後ではありますが、技

術的な変更、追加、予算化の可否、それから事業主会員さん、1人店主さんの事業主さんなどからの不都合な点などへの問題解決の展望について見解をお伺いします。これが1点目です。

2点目です。デジタルIDの取得というのが基盤としてとても大事かと思えます。このデジタルIDの取得は、議員の懇談会でお聞きしましたが、お店が関係があつて、お店側では、ではお客様の得にならないかもしれない、お勧めしにくいフレームなのではないかと心配しております。しかも、店頭でID取得作業が前提である場合は手間がかかって、1人のお客さんの相手をしているときに別のお客さんが見える、そういう場合なかなか困るところになるかと思われまふ。こういう仕組みかと思ひますが、こういうような不都合はこの後どのように解決されるおつもりでしょうか。お考えをお聞かせください。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 尾立議員の更別スーパービレッジ構想（スタンプ会のデジタル化）についてのご質問にお答えをいたします。

更別スーパービレッジ構想におけるスタンプ会のデジタル化につきましては、令和6年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用してシステムを導入し、現在もどんぐりスタンプ会との協議を進めており、早急に村民の皆様へシステムのリリースを行うこととしております。どんぐりスタンプのデジタル化につきましては、これまでも説明を行ってきたところでありますが、デジタル化により従来の紙ベースのスタンプをデジタル化することで利便性の向上を図り、地域住民や観光客がより効果的にポイントを利用できるようにするものであり、地域内消費を促すなど地域の活性化につなげることを目的に推進してまいりました。また、紙のスタンプを廃止することで印刷費用、事務作業の負担が軽減をされ、地域社会全体の効率化にもつながると期待しております。この取組は地域社会のDX、デジタルトランスフォーメーションに大きく貢献するものと考えており、今後も地域住民や関係団体と連携しながら、より使いやすく親しみやすいシステムの構築を進めてまいります。さらに、収集したデータを活用し、地域の課題解決や観光振興、新たなサービスの創出にも取り組むことで持続可能で魅力ある地域づくりを目指してまいります。

1点目の質問であります、現在の進捗状況としてはどんぐりスタンプ会の要望等をお聞きしております。それらの改修を行い、早急にリリースを目指しているところであります。どんぐりスタンプ会の理事会におきましても、村民へのリリースの具体的な時期と話し合いがなされました。家族間や友人間でのポイントを譲渡できるシステムの要件の定義に向けて調整を行い、システムを改修することとしております。また、スケジュールを含めてどんぐりスタンプ会の総会が開かれますが、これが承認された後、具体的な内容を村民の皆様へ知らせることとなっております。このため、どんぐりスタンプ会のデジタル化のみならず全体の考え方になりますが、村民や村内における事業者、団体において多くの方が利用され、デジタル化での恩恵を受け、豊かに生活できる環境を整えることが重要だと

考えており、多くの利用者の意見によってよりよいサービスとしてシステムの改修は今後も行っていく必要があると考えております。どんぐりスタンプ会のデジタル化につきましては、運営の主体はあくまでもどんぐりスタンプ会であります。地域の実情やこれまでの取組を十分踏まえた上でデジタル化の推進に向けたリーダーシップを発揮されておられます。システムの導入に際しては単なるデジタルツールの導入にとどまらず、会の規則、運営方法についても必要に応じて見直しを行い、現在の多様化する利用者のニーズやライフスタイルに対応できるより柔軟で利便性の高いデジタルサービスの構築に今スタンプ会が努められておられます。村といたしましても、こうしたどんぐりスタンプ会の主体的な取組やご意見、要望を何よりも尊重していきたいと考えております。会の意向や方針を十分に踏まえた上で伴走型の支援を行い、技術面や運営面、さらには広報啓発面など多角的な側面から協力をします。共に課題を乗り越え、デジタル化の目的である地域の活性化や住民サービスの向上、持続可能な地域経済の発展といった目標の達成に向けまして、力を合わせて推進してまいりたいと考えております。

2点目の質問にありますポイントのデジタル化によるIDの取得の手間による店舗の既存フレームの不都合につきましてですけれども、デジタル化に伴いID取得の手続における負担、さらには店舗側における既存フレームや業務運用としての調整の必要について、店舗の方よりも半年前からご意見やご懸念をいただいていることは承知しております。1ポイントのいろいろと還元、即時性、即ポイントを使える利便性を考え、スタンプ会の中でかなり議論がされて決定をされ、そして村に対して要請をいただいているところであります。利用者や加盟店の皆様にご負担のないように運用の見直しや簡素化の工夫、サポートの体制の充実を図るとともに、必要に応じて柔軟な改善を村として継続的に行ってまいりたいと思います。IDの取得に関しましては、現在のID取得システムにおきましては発行においてまでに時間を要しております。このため、店舗のポイント付与の即時性が欠ける点が指摘をされ手間が問題視されておりました。このため、IDをより簡単に発行できるよう、およそ5分でIDが獲得できるシステムを改修しております。システム改修を今現在進めておりますけれども、様々なシステム改修も含めましてご要望がありました部分は即座に対応してやっていきたいと思っております。ただ、基本的に何回も申しますけれども、これはどんぐりスタンプ会の主体的な取組であります。それに従って要請を受けて村の財源を確保しに行ったり、技術面でどのようなシステムを取り入れればいいのかということや協力をし、我々が提供しているということでもありますので、あくまでも主体はどんぐりスタンプ会でございますので、その辺はご理解いただきますようお願いいたします。

最後に、本村の厳しい財政状況の中でも地域の持続可能な発展や住民サービスの向上を見据え、限られた支援を最大限に有効活用しながら地域経済の活性化やデジタル化の推進といった施策に着実に取り組んでまいります。こうした取組を通じて将来的な財政負担の軽減や地域の自立的な成長にもつながるよう知恵と工夫を凝らし、関係者の皆様と力を合

わせて前進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 尾立さん。

○4番尾立議員 ご答弁ありがとうございました。懸念事項について前向きに様々な準備がなされていることをお伺いできました。

全く懸念が払拭されるかというところがちょっと気になりますので、再びお伺いしたいと思います。村長もお話しされておりました財政状況です。給食センターの建設費について国からの補助が得られなくて過疎債からの起債で対応したとか、それから福祉ホームの改修とか、基金を投入したであるとか、建物の改修とかいろいろあるかと思います。こうした中、デジタル版の仕様の改善ということもこの後考えられるかと思います。改善は費用がかかるのではないかと思うのですけれども、改修費用はこういう厳しい財政状況の中で今年度、来年度以降に対応されていくおつもりなのでしょうか。あるいは、例えばですけれども、私がお聞きしたタイミングとの関係の質問だから、外れているかもしれません。システムの設計ということであると、当初移譲ができない形があったりしておりましたので、そういうようなこと、システムの設計が十分でなかったという観点があったら、例えばその観点に立てばソーシャル・ナレッジ・バンクとの費用負担についての協議ということも考えられるのかなと想像いたします。こういう辺りについて村長のお考えをお聞きできればと思います。よろしくをお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 中身に関わってどんぐりスタンプ会の理事会、総会、役員の中、あるいは事業者の店舗の方、この部分に触れる部分がありますので、村としてはこの部分は越権行為で発言することは許されませんので、それは今23日とお聞きしていますけれども、理事会が13日にありまして総会がありますので、その中で、理事会の中ではおおむねそういうような話で改修も必要ではないかということで、村に対して要望するというので、費用もかかるよねというような話もありました。半年前には、もう理事会の中で一番はスピード感を持ってデジタル化をするべきだと、逆に言ったら何をもたもたしているのだというような話がありまして、技術提供を早くしてくださいということでありました。ただ、その中で、そういうことで村が技術提供を先走ることでもできたのですけれども、私はやっぱり事業者の声とか村民の皆様の声を聞いて、時間がかかってもしっかり皆さんが満足できるものをつくっていくというのがどんぐりスタンプ会に対する礼儀であると思います。だから、それを今やっているという段階ですので、何も村が率先してこのシステムで全てやれというようなことは一切行っておりません。あくまでも主体はどんぐりスタンプ会であります。会長のご意向、あるいは事業者のご意向によってやっているということでありますので、よろしくお願いたしたいと思います。

今財源の、これ全く切り離して考えてください。学校給食センターと、あるいは福祉ホームは、これは基金を積み立てております。しっかり歴代の村長は本当に財源を確保して

やっとな実現にこぎ着けたものですから、そこはそれとは切り離して、システム改修とは切り離していただきたいと思います。今スタンプ会からお話が来ているのは、何とかいろんな、半年前から出ていましたけれども、できないかというようなことで今の既存のシステムに店舗間でのポイントの付与のためのQR読み取り機能、2つ目にはポイント送金機能、家族間や友人間で交互にできるということです。それと、ツーポイント、ポイントからポイントへ動かすことができること、住民ID表示機能ということです。スマホとか、いろんなことにIDが表示できる。物理カード配付機能、アプリとか、そういうものについて物理的にできるということなのですけれども、そういうものを配付する。簡単に言ったらコピーしても使えるというような、QRコードはというようなことなのですけれども、あと管理者側の管理画面のソート機能を、これを何とか集約できないかということです。これらを同時進行、あるいはした段階でもう既に既存の予算の中でできるものがありますので、獲得した交付金の中で今やっております。23日に総会ということでお聞きしております、あくまでも。規約とか規定の改定が必要だということで、どんぐりスタンプ会の規則の制定を行った後本格実施で、あくまでお聞きしたところですがすけれども、総会の承認後ではありますけれども、7月には村民の皆様に対してのリリースをします。ポスターを作ったり、いろんな広報等の活動をします。

2番目、ID即時発行システムの改修が終わり、8月1日からIDの取得ができます。先ほど言ったように時間かかるということでありましたけれども、今5分でIDが取得できるシステムがもうほぼ完成しておりますので、これを使うということになります。あと、システム改修後にももちろんデジタルとして今持っているポイントをそちらのほうに移すということでもありますので、おおむね予定どおりに、総会後示したスケジュールどおりに進むと思いますので、その辺はスタンプ会と要望等も聞きながら、それについては村が伴走しながらしっかりデジタル化に向けて取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議 長 尾立さん。

○4番尾立議員 ご答弁ありがとうございました。

最後に、午前中に言及があったスタンプ会のデジタル化との関係で1,000名ほどのID取得の方の人数を増やすというご発言との関係で1つだけ質問させてください。少し前にJコインのキャンペーンがありました。Jコインのキャンペーンのときに更別IDの取得をしてもらうことも組立ての中にはあったと思うのですがすけれども、あのときのプレゼントキャンペーンで3,000ポイントぐらいのプラスアルファになってもなかなかIDを取ってもらえなかった方々もいらっしゃいました。こういうような過去の事例もあった中で、この1,000名目指していくというところでどのように村長お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議 長 西山村長。

○村 長 Jコインの関係はちょっとここでは、通告とかいろんなことないので、事前

に資料用意してありませんので、その前の段階の部分についてはIDの1,000名ということですが、これはどんぐりスタンプ会との意向でもありまして、村が1,000名ということではなくて、1,000名でも足りないかもしれませんけれども、そういうような形でIDをどのぐらい発行したらいいのかというところはスタンプ会の意向に従って実証していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上であります。

○4番尾立議員 ありがとうございます。終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議員の派遣の件

○議 長 日程第6、議員の派遣の件を議題といたします。

お手元に配布しましたとおり、広尾町議会議員研修会、議会デジタル化先進地視察研修、北海道町村議会議長会議員研修会、南十勝町村議会議員研修会、議員広報研修会にそれぞれ記載の議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

◎日程第7 閉会中の所管事務調査の件

○議 長 日程第7、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議

長 これにて令和7年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時24分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 6月19日

更別村議会議長

同 議員

同 議員